

ID: 117

担当部署: 福祉課

処分の概要	保険料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町介護保険条例 第10条第1項		
例規番号	平成12年条例第2号		
【基準】			
第10条及び柴田町介護保険条例施行規則第14条の規定による。 (保険料の減免)			
第10条 町長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でない認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。			
2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。			
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所			
(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月			
(3) 減免を必要とする理由			
3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、当該保険料の減免の事由となった前条第1項各号の事由が消滅したときには、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。			
(保険料の減免)			
第14条 条例第10条に規定する保険料の減免の取扱いについては、別表第2に定めるところによる。			
2 町長は、条例第10条第2項の規定により介護保険料減免申請書(様式第11号)を受理したときは、申請内容を審査の上減免の可否を決定し、介護保険料減免決定通知書(様式第12号)により通知する。			
3 町長は、減免を受けた者が、その減免を必要とする事由がなくなったと認められるときは、介護保険料減免取消通知書(様式第13号)により通知する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日